

2024年10月15日（火）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 渡辺、山田
ダイヤル 052-961-7255
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

尾張旭市における土壌・地下水汚染について

森石油株式会社（尾張旭市）が、尾張旭市内の同社尾張旭給油所において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

森石油株式会社

(2) 報告年月日

2024年10月15日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県尾張旭市白鳳町^{はくほうちょう}二丁目31番の一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ベンゼン	0.32mg/L (32倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0.8～2.4m	1 / 9

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

次表のとおり、条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ベンゼン	0.47mg/L (47倍) ^{注3}	0.01mg/L 以下	1 / 1

注3：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

土壤汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壤を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壤・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

森石油株式会社 代表取締役 もり のりこ 森 法子
住所: 愛知県尾張旭市白鳳町二丁目 31 番地
電話: 0561-54-4645

4 調査対象地の概要

(1) 面積

760.23 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1954年5月から2024年3月まで、ガソリンスタンドの敷地として利用されてきました。

ガソリンに含まれるベンゼンの取扱履歴がありますが、ろうえい漏洩事故の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ベンゼン

急性毒性としては麻酔作用があり、高濃度暴露では中枢神経系に作用して、頭痛、悪心、けいれんを起こし昏睡死亡します。慢性中毒として、造血組織に対する障害作用があげられます。

(参考: 改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)